

第1回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年10月18日（木）14:15～15:17

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、森下竜一（座長代理）、大田弘子（議長）、飯田泰之
（専門委員）角川歴彦、村上文洋

（政府）河内内閣府事務次官、中村内閣府審議官、
（事務局）田和規制改革推進室室長、窪田規制改革推進室次長、
森山規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、垣内参事官

（ヒアリング）文部科学省初等中等教育局 高谷情報教育・外国語教育課長
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 田中教育制度改革室長
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 長谷教員免許企画室長

4. 議題：

（開会）

議題1 投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

議題2 オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用

（閉会）

5. 議事概要：

○垣内参事官 それでは、規制改革推進会議第1回投資等ワーキング・グループを開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長も出席しています。八代委員は所用により御欠席です。

それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 本日は、第1回のワーキング・グループでございます。また、今年度もよろしくお願いいたします。

まずは、今期から森下委員が座長代理に御就任されました。一言お願いできますでしょうか。

○森下座長代理 今回から新しく座長代理にさせていただきました森下です。

いつも思うのですが、投資は幅広く、しかも割と経済活動に直結する部分が多いということで、ぜひ頑張ってやっていきたいと思っております。

今回は期間も短いので、頑張って出席して、努力したいと思います。

よろしく願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日は議題1として今期の主な審議事項、議題2で遠隔教育について議論をさせていただきます。

まず、投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項でございます。

事務局から読み上げていただいております。

○垣内参事官 それでは、今期の主な審議事項につきまして、資料1に基づきまして御説明いたします。

「1. オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用」ということでございまして、2点ございます。

1点目につきましては、プログラミング、英会話等のさまざまな分野において質の高い教育が提供されるよう、オンラインによる遠隔教育について大胆な目標を設定し、遠隔地に限らず広く小中学校で導入が進むよう、制度改革に緊急に取り組む。

2点目が、日本中の子供たちに世界最先端の質の高い教育を提供するために、オンライン教育に加えて、AI、ビッグデータなどの最新技術を本格的に活用すべく制度改革を行う。

「2. フィンテック等による多様な金融サービスの提供」ということで、2点ございます。

1点目が、利用者の多様なニーズに応じた金融サービスが提供されるようフィンテック関連の規制改革に取り組む。

2点目が、金融分野の技術革新やニーズの多様化に対応できるよう、縦割りの金融行政のあり方や規制構造を見直すということでございます。

「3. 電波制度改革」でございます。

1点目ですけれども、2020年からの5G本格普及に向け、携帯電話事業者の競争促進を通じた成長の果実の国民への還元の仕事について緊急に検討する。

2点目が、Society5.0の実現に向け、国民の財産である電波について経済的価値を最大限に引き出す機動的な電波割り当ての仕組み、料金体系の見直しなどの電波制度改革に引き続き取り組む。

3点目が、新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築など、通信と放送の枠を超えたビジネスモデルが実現するよう規制・制度の改革を行うでございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

本会議に御出席の委員の皆様は、もう御存じのとおり、今期の規制改革推進会議で第4次産業革命への対応が第1の柱とされています。その中で、私たちのワーキング・グループでは、教育分野、金融分野、電波制度、いずれもこれまで一定程度取り組んでまいりましたが、まだまだ残されている課題の多い領域でございます。残された任期でここにしっ

かりと取り組んでいきたいと考えております。

それでは、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

○森下座長代理 2番目のフィンテック等による多様な金融サービスの提供のところなのですけれども、前期でも議論をしたように、今、資金調達が非常に限られてきているという状況があって、実際、会計士が不足したり、新しく新規上場するところでは、会計事務所が監査自体を受け入れないということで、市場のIPOがかなり限られてきているという状況が生まれています。

また、IPO市場自体も、現在のIPOの条件が非常に硬直化している。バイオで言えばそれこそ十数年前から変わっていないという状況で、海外の状況とは非常に異なっているということがありますので、このあたりもしっかり議論しなければと思っています。

仮想通貨のICOと、いわゆる株のIPOとのバランスが非常に悪い。ここまでアンバランスになってくると、今、ICOを目指す人はいてもIPOを目指す人はすごく減っているという、本来の証券市場のあり方からは大分ゆがんでいる状態になっているのではないかと考えていますので、このあたりもぜひ議論していただければと思っています。

○原座長 今の課題について、前期も一度、議論いたしましたけれども、引き続きしっかり取り組んでいきたいと思っています。

あとはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、今期はこれで進めていきたいと思えます。

(文部科学省入室)

○原座長 議題2「オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用」に移らせていただきます。

本件については、9月11日に開催した当ワーキング・グループで、文部科学省から「遠隔教育の本格的な推進のための施策方針」及び「免許外教科担任の縮小に向けた方策」の検討状況についてヒアリングを行いました。一昨年の規制改革実施計画の趣旨を踏まえた御検討にはなっていないのではないかと御指摘を私どもから申し上げ、引き続きの検討をお願いしたところでございます。

その後、10月12日に開催した規制改革推進会議において、本件については緊急に取り組むべき重点事項として、当ワーキング・グループで検討することとなりました。

本日は、こうした状況を踏まえ、参考資料でお示ししている主な論点に関して、前回のワーキング・グループでの指摘を踏まえた検討状況、対応状況などについて文部科学省からヒアリングを行いたいと思えます。

それでは、お願いいたします。

○文部科学省(高谷課長) ありがとうございます。

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長の高谷と申します。よろしくお願いをいたします。今日はお時間をいただき、ありがとうございます。

本日は、今、お話をいただきましたオンラインによる遠隔教育などにつきまして、取組

を紹介させていただきたいと思います。

手元に資料2という横長の資料がございます。これも横に置いていただきながら、これにとらわれず、私どもの考え、方策等をお話しさせていただければと思います。

まず、1ページ目の「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』のポイント」は、前回のワーキング・グループでも、遠隔教育の推進に向け、昨年度の規制改革実施計画で御指摘いただいたことも踏まえて、私どもでこのように推進すべきであるという方策をまとめつつあるという御説明をさせていただきました。それを9月14日に元副大臣のもとでまとめたところでございます。

遠隔教育につきましては、私どもも現場の教師を助ける、教育の質を向上させるという観点で、非常に有効で効果的であるという認識でございます。新しい学習指導要領でも、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングを進めることが主眼となつてございます。まさに遠隔教育というのは、主体的・対話的で深い学びを子供たちに与えるということで、大変有効なツールであることは間違いなくと思います。

文科省も、遠隔教育の効果は考えていたところでございますが、まさに昨年、こちらからも御指摘いただきましたことを起爆剤として、私どももしっかり進めていこうということで、推進方策を取りまとめたところでございます。

細かい内容につきましては、前回も御説明させていただいたところなのですが、私どもはなぜ遠隔教育がなかなか進まないかというところかといいますと、右側の「3. 全国的な普及に向けた取組」ということで、いろいろな施策が書かれてございます。ここを見ますと、フォーラムを開催するとか実証研究を進める、ガイドブックを改定するしか書いていませんが、今、一番進めるべきことは先生方に遠隔教育をすると主体的・対話的で深い学びが非常に深まるのだということがまだ浸透していない。先生方は、これまでの教え方で、まさにPISAの国際的な比較でも、日本としては高いスコアを出しておるところでございます。

一方で、遠隔教育を入れるということは、先生方にとっては機材を準備して動くかどうか調整することに加えて、まさに遠隔教育で送る側と受ける側で45分なり50分の授業をどう組み立てていくかという組み立て方とか、そういうところに手間がかかる。それを本当にうまくやれば、子供たちの学びは深まるのですが、果たしてそれを苦勞してやって、子供たちに効果があるのかということが、まだ先生方に御理解いただけていない。それは私どもも遠隔教育が非常に重要だということが、まだ十分お伝えできていない。これが非常に問題だと思ってございまして、全国的な普及に向けた取組、これ以外にもいろいろな取組をしていきたいと思っております。これまでもベストプラクティスを集めてきたのですが、こういうベストプラクティスを提示しつつ、推進に向けて何とか取り組んでいって、現場の教師を助けていきたいと考えてございます。

このような考え方で、施策方針、ここに書いてございますような中身を取りまとめさせていただきました。

ここからは参考資料でお示しいただいております主な論点に、順不同ではございますが、少し関連するものもまとめながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、参考資料の主な論点の2番、小・中学校における病気療養児に対する遠隔教育の制度改正でございます。

これは前回も御説明をさせていただいたところでございますが、今の1ページ目では左側の「2. 制度の整備等」の一番上の1)にも書いてございます。詳細につきましては、お手元の資料の5ページに書いてございます。

タスクフォースにおいて取りまとめた施策方針を踏まえまして、9月20日付で初等中等教育局長から、一定の要件のもとで指導要録上出席扱いとすること、その成果を当該教科の評価に反映することができるということ、通知を出させていただきました。

実際に、遠隔教育の取組事例ということで、下にもいろいろと挙げてございますが、私どもがこういう通知をするときには必ず、取組事例をできる限りお示ししながら進めていきたいと思っております。この通知をきっかけとして、病気療養児対策をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

次に、遠隔教育の利用拡大という観点から、論点でお示しいただいております5番の高校における遠隔教育のオンデマンド型授業の拡大や、7番の外国語教育やプログラミング教育における遠隔教育の活用ということでございます。

私どもは、まさにここは教師の授業を助けるということで、ぜひとも取り組んで、推進していきたいというところでございます。

高校で先生が授業の中でオンデマンド型の教材を使う、オンデマンド型授業を活用することは、先生方からは今、こういう授業をやってもいいでしょうか、できるのですかという問い合わせが私どもにも来るような状況でございます。むしろ、このようなことをしっかりやっていただいて、深い学びにつなげていただきたいと思っております。

この点に関しましては、3～4ページが高校の話でございますが、4ページの下部の参考部分、私どもはこれもしっかり推進していきたいということで、9月20日付で当時の生涯学習政策局長、初等中等教育局長名で通知をさせていただきました。オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことについては、現行制度でも実施可能なことをお知らせしますということで、これに基づいて、しっかりと進めていただきたいと思っております。

それから、外国語教育とプログラミング教育の2つを例示として挙げていただいているのは、まさに新しい学習指導要領において外国語教育、プログラミング教育が新たに小学校などいろいろなところで取り上げられる中で、一番新しい分野ということで先生方が一番苦労されておられるところでございます。

私どもは、これも活用、推進というのはまさに必要だと思っております。例えば、外国語教育では、前回のやりとりの中でも御示唆いただいたところですが、外国語のALTの活用とか、プログラミング教育の専門家とつなぐということは積極的にやっていきたいと思

います。

これまで私どもが調べた事例の中でも、ALT、外国の方に何キロも毎日移動していただくという非効率なことではなくて、例えば、どこか1カ所にALTの方にいていただいて、自治体の中の複数の学校と組んで、その学校とALTとでやりとりをするということで、ALTの負担もかなり減った。それから、いろいろな負担が減ったという事例も、私どもは聞いておりますし、ALTそれからプログラミングもですが、ベストプラクティスについては、私どもは今年度も何カ所か、例えば静岡市、瀬戸市、佐伯市、プログラミングについては岡山県赤磐市などでしっかりとやって、周知をしていきたいと思っているところでございます。

次が、現状把握、目標設定に関してでございます。この観点で御指摘をいただいておりますのが3番目の小中学校における遠隔教育の実施校数の現状把握と目標設定、6番目の高校における遠隔教育の実施校数・開設科目数に関する目標の見直しの点でございます。

これは、これまでも実施授業などを通じまして、先ほどまで申し上げておりますベストプラクティスの公表のための具体的な事例の収集は積極的に行ってまいりました。具体的な事例だけではなくて、私どももこうしたらいいのではないか、ああしたらいいのではないかと具体的事例の実証研究もあわせて行ってまいりました。

これには、外国語とプログラミングだけではなくて、小規模校同士の学び合いを深める形だとか、地域の博物館などの社会教育施設、海外とつないで学びの幅を広げるという事例も、私どもは伺っておるところでございます。

ここにつきましては、私どもは実態を把握してまいりたいと思っております。一方で、往々にして遠隔教育をやれとだけ言うと、遠隔教育そのものが目的になってしまって、冒頭に申し上げましたように、先生方の負担とかが多くて、一方で授業もうまく行かずにぐだぐだになってしまう。それで教師も先生方も遠隔教育に対して負のイメージを持ってしまう。そのようなことがあってはいけないと思っております。

遠隔教育というものは、教育の質の向上を図る上での極めて有効なツールであるということをしかりと踏まえつつ、現場に負担をかけないような状況、本当に遠隔教育がうまく浸透していくような方策について、この現状把握、目標設定の見直しということは私どもがうまく設定して、進めていきたいと考えておるところでございます。

4番目、高校の遠隔教育の単位上限の引き上げまたは撤廃ということでございます。高校につきましては、先ほど触れましたが資料の3～4ページで詳細を記載しております。授業を一緒にやるとか、受け手側の先生をしかり支援するという遠隔教育については、単位数の上限はありません。むしろ、これをしかりやっていくことが教育の質の向上から重要だと思います。積極的に進めていきたいと考えてございます。

9番目、教育の負担軽減の観点からさらなる規制改革を検討ということでございます。まさに先生方、教師というのは、授業の場で子供たちとの対話、学び合い、教え合いの活動を行うことが本務でありまして、先生方が日々、学校の校務、それこそ職員室の中で日々の日程管理をするだとか、成績の管理をするだとか、いろいろな他の業務に時間がとらわ

れていることは大変大きな問題だということは、私どもは今の働き方改革の中でも非常に認識しておるところでございます。

教師が他の学校業務に時間がとられることなく授業に集中できるように、文科省としては、業務分担などあらゆる手を尽くして教員の働き方改革を進めているところでございます。

また、規制改革を検討というところは、どのように関係していくのかということ、私どもも未知数ではございますが、教員の負担軽減ということは重要だと思っております。これに遠隔といいますか、新しい先端技術を導入して業務を改善していくというのは、他の分野でも進んでおるところであります。私どもはその辺も調査をしておるところでございます。そのような他の分野での業務のIT化による効率化を、教員の業務においても負担軽減を進めていきたいと思っております。

1番目の小中学校における教科・科目充実型の同時双方向型の遠隔教育の解禁でございます。これは、この後説明させていただくように、中学校における免許外教科担任の縮小ということで、小学校では教科・科目充実型というのはないのですけれども、中学校で免許外教科担任の縮小ということについて考えてまいりますし、免許外教科担任への遠隔教育による支援もしっかり考えていきたいと思っております。

免許外教科担任、8と10については担当の長谷から御説明をさせていただきたいと思っております。

○文部科学省（長谷室長） 教員免許企画室長の長谷でございます。

まず、論点10につきまして、お手元の資料の6ページ目、免許外教科担任制度につきましては、御指摘のとおり、この許可件数を極力縮小していくべきだと考えているところでございます。

そのために、こちらにもございますように文部科学省としてもいろいろな対応策、例えば現職教員以外の多様な人材を活用していくといったことも含めて進めてまいりたいと思っております。

制度そのものにつきましては、会議の中でも教育委員会、校長先生の方々のお話をお伺いしましたところ、どうしても急に生じた教員需要や何時間かの授業時間をカバーしなければならない場合がございますので、そうした個別の事情を調整するための制度として、現場のニーズがあるところでございますので、どうしてもこういう許可をしなければならない場合にも、先ほど申し上げましたように、教師支援型の遠隔教育システムを使うといったことも含めまして、授業の質を上げていくための取り組みをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

最後に、論点8でございます。新たな教員免許状制度の創設（教員免許の弾力化）でございます。これは恐らく外部人材の活用促進という御趣旨だろうと拝察をいたしておりますが、外部人材の活用につきましては、特別免許状や特別非常勤講師制度などがございまして、我々も積極的に進めているところでございまして、さらに促進をしていくために

何が隘路になっているのかというところにつきましては、教育委員会の方々などの御意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○原座長 よろしいですか。

今日は前回までの議論を聞かれていない委員の方もいらっしゃるものですから、止めずに全部伺いましたけれども、前回も申し上げたのですが、同じ話はいいのです。私たちはこの議論は一昨年もやって、一昨年、文科省が遠隔教育を進めるべきだというお気持ちはあるということは伺いました。お気持ちはあるのだけれども、進んでいないということも伺いました。それで一昨年、本格的な推進のための方策をちゃんと検討してくださいということをお願いし、これを閣議決定したわけです。1年半たって、前回の状態だったわけです。

先ほどのお話の中でも、遠隔教育を無理やり進めると負のイメージが高まってしまうとか、遠隔教育を入れることによって授業がぐだぐだになってしまう可能性もあるといったお話もありましたが、そういった問題が生じないように、問題を解消して、本格的に推進する方策をちゃんと考えてくださいということだったのですが、それはどうなったのでしょうかということなのです。

前回も申し上げたように、私たちがお願いをしたこと、閣議決定したことに沿った検討になっていないので、期限までに追加的な検討をしてくださいということをお願いしたわけです。

改めて確認なのですが、私が今、伺った限りで、前回お話をいただいたことから追加的に検討されたことは何一つなかったと思っていますけれども、そういうことでよろしいのですか。何か追加的に御検討いただいたのでしょうか。

○文部科学省（高谷課長） もちろんあの後、タスクフォース等でいろいろと議論をさせていただきましたが、むしろ私どもは、理解をいただいて、先生方にしっかりと進めていただけるようにどうしていったらいいかといういろいろな施策を今、進め始めているところであります。

○原座長 同じことなのですが、方策をちゃんと決めてほしいのです。考えてほしいのです。

もう申し上げても無理みたいなので、私たちもこの投資等ワーキング・グループでこの議論をすることにいたしましたので、ぜひ一緒に考えさせていただきたいと思っています。

その前提で、今日の残りの時間は御質問やデータを確認しておきたいこと、また現時点で指摘をしておきたいことを委員の皆様からいただければと思います。

○森下座長代理 前回も私は情報の話と英語教育の話をしたと思うのですが、必ずしも教員免許を持っているか持っていないかということは余り意味がない分野だと思うのです。むしろ、専門のプロフェッショナルの方に教えてもらわないと意味がない。

申し訳ないのですが、高校での教え方という問題と、技術的な先進性は別問題だ

と思うのです。そういう意味では、一部、高校の先生方がやるにしても、基本的なところは最先端に触れるというのがなければ、本来の目的には達しないだろうと。

そういう意味でいうと、いわゆる一般的な教科とそういう先進的なものを一緒にするという議論自体、私はおかしいのではないかと思うのです。そうした点からは、4ページを見ているとよくわからないのは、まず74のうち36単位の上限という意味がわからない。

2点目、配信側の教員は担当教科の免許保持者であり、かつ受信側の高等学校に属する。これはどういう意味なのか、全く意味がわからないと思うのです。専門の人を使いようがないような条件だという気がします。

その2点だけでも意味がよくわからないと私は思います。まず、どのような根拠で36単位になっているのかと、2番目の配信側の教員が担当教科の免許保持者であり、かつ受信側の高等学校に属する教員というのはどういうことを意識しているのかを教えてくださいたいのです。

○文部科学省（田中室長） 御質問ありがとうございます。教育制度改革室長でございます。

今、森下座長代理から御質問いただいた点につきまして、お答え申し上げます。

まず、36単位でございますけれども、高等学校の卒業に向けては、74単位を取る必要がございます。これはプログラミングとかだけではなくて、当然のことながら国語、数学、理科あるいは芸術科目、体育であったり、専門高校であれば工業に関する科目、農業に関する科目といろいろある中で、情報の中でプログラミングというのがあります。それから、英語の中で当然、英会話の要素もあれば、文章を書いたりプレゼンテーションといったものもございます。

高校によって中身は変わりますけれども、卒業までは74の単位を取る必要がございます。その中で、芸術や国語なども含めて、原則、高校の配置に関する法律がありまして、必要な教員がおります。ですから、普通の全日制の高校におきまして36単位というと、言ってみれば週の授業の半分が遠隔教育になるわけでございますけれども、通常の教科に関しましては、通常そこにいる教員で授業ができます。そう考えますと、36単位を超えて、今、まさに御指摘があったようなプログラミングなどの授業があるということはありませんので、36でおさまると考えております。

実際に今、先行してやっているところでも最大で10単位程度でございますので、これを広げるかどうかは、現場から要望があれば考えたいと思っておりますけれども、今のところは想定しにくいかと思っておりますし、36単位という制限が高校で遠隔教育が広がらない原因ではないと私どもは考えております。

もう一点、受信側の高校に属する教員ということでございますけれども、今、申し上げましたように、遠隔授業は国語でも数学でもできるのですけれども、当然、教育活動というのは、その学校の校長先生の指導のもとで行われることとなります。そういった単位の取得を認めることについて言うと、実際には、その学校にいつもいる先生ではなくてもち

ろん構いません。例えば、長崎県の高校では、慶応義塾大学関係の団体の先生が非常勤講師になりまして、教えていたりします。こういった方は、本職は研究員なわけですが、一応、発令上は非常勤の講師という形をとらせていただいて、この授業に関しては責任を持つ校長の監督下にあるという形をとらせていただいております。そのことが、配信側の先生にも免許が必要ということでございます。

また、当然そこに他の教科の先生もいますので、その授業をしっかりと管理するという意味で、受信側の先生はその高校の先生であることが必要であると考えております。

なお、外部の専門家ということであれば、その都度、外部のIT企業の方に講師で参画していただくことはもちろん可能でございます。

○森下座長代理 可能であるということは、配信側の教員が受信側の高等学校に属する教員でなくていいという意味ですか。

○文部科学省（田中室長） それは可能でございます。説明がわかりにくいかもしれませんが、2ページの図で見ていただきますと、遠隔授業の類型は、私どもは3類型に分類させていただきました。特に真ん中の教師支援型というのは、例えばこちら側に英語の先生はいる。年間35週ずっとではないけれども、時々アメリカの大学生と交流しようとか、専門の方を呼ぼうというときには、ゲストティーチャー的に、物理的に来てくれるのではなくて画面を通して参加してもらおう。こういったことは、特段その学校に属している必要はございません。全く外部の方で構いません。

ここで書かれている外部の方も、例えば外部の先生が非常勤講師である必要は、右側の教科・科目充実型のことでございまして、画面の向こうの先生が年間35週の授業を全て責任を持つ場合に限ってのことでございまして、ゲストティーチャー的なものは現状も進んでおりますし、これもしっかり進めてまいりたい。私どもは真ん中も右側も高校においてしっかり進めてまいりたいと考えております。

○角川専門委員 今までの経緯を知らないのですが、ちょっと的外れかもしれませんが、意見を一つ言わせていただきたいのです。

私は文科省の中の不登校検討委員会の民間委員の一人になって2～3年、務めさせていただきました。そのときに、不登校生の数が記憶の間違いがなければ高校では17万人いると。しかし、17万人という数が多いのか少ないのかということや、小中学校においては捕捉の仕方がなかなか難しいので、高校になってから17万人いるという話として受けとめました。

義務教育のところでは、学校に行く時間が少なくとも卒業させるということになりますので、不登校という言葉は表に出にくいということも聞きました。

私が民間委員として感じたことにおいて、そのときの議論は、不登校生のための新しい制度をつくったらどうかということ。これは実は初めからそういうテーマであったような気がするのです。それから、「どうしたら学校に戻すか」という議論になっていったと思います。

これは本当に私の率直な意見ですけれども、文科省側の姿勢としては、新しい制度をつくらうということについては、全然制限がない議論であったと思います。ところが、民間委員のうちの6割が現場の先生方であり、また、学校の経験の履歴の中での権威みたいな方が座長になったことがあって、どうしても学校に戻したいという議論になって、私は初めからワーキング・グループを2つつくったらどうですかということをお願いしたのですが、ワーキング・グループを2つつくことも、文科省側の人の制限ではなくて、むしろ委員会の委員の中の制限になって、結局無視されました。

結果的に、戻すためにどういう手続が必要かという議論の手続論に戻ってしまって、戻すための書類づくりみたいなことになって、もともと高校現場における不登校生の指導が非常に難しい、現場が苦勞していると。それでなくても現場は疲弊しているのに、不登校生を戻すために足しげく家庭を訪問するということは、仕事の上にまた仕事を重ねるということで、できないというような議論になって、結局、不登校生を戻すための書類づくり、各家庭に回ってこういう書類をつくったらどうかという話で終わってしまって、その書類づくりのイロハの点検ばかり2～3回やったと思います。

その結果、結局、不登校生を戻すという話にはならなくて、結果的には現場に負担をかけるということに終始してしまって、現場で新たな仕事がふえることになって、私は非常に不本意だなと思いました。

そういう点では、私は、文科省側の皆さんが新しい制度をつくることに対して前向きであるにもかかわらず、民間委員の側でそれを阻害するような動きになって、その結論になってしまったような気がします。

ですから、今日出ている方々は、その結論に基づいて出ておられますから、変な話、皆さんから民間議員がなかなか言うことを聞かないのですよという話はしにくいのだと思います。けれども、現場の省側はそのように非常に柔軟性があるのです。私はそう思いました。個人個人のお話を聞いても、新しい制度をつくっていいのですよというお話でした。

私は、今日のペーパーを読む限りは、既存の教育制度の中でどうしたら遠隔教育をできるかという議論になっていますので、私はここでも、そういう遠隔教育をするための新しい学校制度とは何だろうということを検討されることがいいのではないかと思います。

これからはつまらない話かもしれませんが、今回、インドネシアでアジア競技大会が行われて、相原翼君がeスポーツで金メダルをとったのです。相原君はN高校の生徒なのです。N高校というのは、角川ドワンゴ学園といって、私もいつの間にか教育をやっているような形になってしまっているのですけれども、角川ドワンゴ学園のサッカー部の選手なのです。通信教育ですから、サッカー部というとサッカーゲームなのです。リアルにサッカーのコートがあって、そこでサッカーをしているわけではないのです。サッカー部というのはサッカーゲームをする部なのです。

インドネシアに行く前に、現実にはサッカーの選手からサッカーゲームを見てもらったら、実際のサッカーはこんなものではないよと。最後に裏技というのがあるのだよということ

を、現実のサッカーの選手から教わって、それが決勝戦で生きたというのです。

これは非常に暗示的で、例えばプログラミング教育といっても、とても茫漠としていて、現場は非常に辛いと思うのですけれども、ゲームのプログラミングをする勉強会と言えば、子供たちはゲームをつくりたいから、喜んでそのプログラミング教育に入ってきます。ですから、プログラミングも、何のためのプログラミングなのかということをもっと柔軟に考えて、巨大なIT企業に勤めるための技術修練とかということが本筋かもしれませんが、本当にゲーム教育、eスポーツをどうしようかと、日本のこれからの一つの重要なテーマが起こってくるわけです。

そういう中であって、ゲームをつくるためのプログラミングだとか、もっと柔軟に考えられると、議論が交差しているこちら側とそちら側の接点が浮かんでくるように思います。

こんな議論ではいけませんか。

○原座長 ありがとうございます。

全くおっしゃるとおりで、私たちは現場の声も踏まえて、新しい制度、仕組みを考えていくということ、ぜひ文科省とも一緒になってやらせていただきたいと思っています。

○角川専門委員 恐らく現場の先生方を委員にしないで、今日のこのメンバーで検討会をされたら、前向きな議論になるような気がします。これは本当に率直な意見です。

○原座長 コメントいただくことはありますか。

○文部科学省（高谷課長） 現場の先生方が、なかなか現場がうまくいかない。そのとおりなのです。私たちはプログラミング教育をやらなければいけないけれども、進まないです。そのとおりなのです。何とかしなければいけない。一緒に考えていただけるというのであれば、遠隔教育ももちろんですけれども、ぜひ考えていきたいと思っています。

○文部科学省（田中室長） ありがとうございます。

N高等学校におかれましては、通信制高校の制度を非常に柔軟に活用されまして、不登校の子たちも受け入れていますし、先ほど御紹介いただきましたように、eスポーツの分野あるいは普通のスポーツ、芸術など、いろいろな分野で大変活躍している生徒を受け入れていただいていると承知しております。

また、通信をうまく活用しまして、教育の中でインターネットでの添削のやりとりや、さらにプラスアルファでプログラミングあるいは体験活動など、大変多様な活動をやっているということで、私どもはすばらしい取り組みであるということで、勉強させていただいているところでございます。

そういった事例も含めまして、先ほど不登校の話がございましたけれども、数としては、高校に入ると実は中学校段階に比べれば不登校の総数は減ってまいりますが、私どもは不登校も、遠隔教育をどう活用するかも含めて、しっかり検討と実践を進めてまいりたいと考えております。

○角川専門委員 どうぞよろしく申し上げます。

○森下座長代理 先ほどの話に追加でお聞きしたいのですけれども、74のうち36単位とい

うことで、その中にいろいろな科目が入っているという御説明だったと思うのですが、例えば英語とかIT教育に関して、36単位以内であれば、全て遠隔でも構わないという仕組みと考えていいのですか。これが1点目です。

もう一点は、民間委託というか、オンライン診療であればそれにかかわるようなベンチャーができてきて、システムとしてかなりビジネスになってきている。オンラインの教育というのも、非常によいプログラミングができれば、大きなビジネスチャンスだと思うのです。ある意味、英語になってくれば、世界的にどこでもやれるわけですから、実際にそのようなビジネスモデルをやっている大学も海外であるみたいですし、そうすると、いわゆる第4次産業革命に対応したような新しいスタートアップが生まれるチャンスがここにもかなりあると思うので、そういうことが可能かどうかをもう一点、お聞きしたいと思います。

○文部科学省（高谷課長） 2番目の遠隔教育のビジネスの話です。

実際、産業界も大変注目してくださっています。私どものところにもいろいろと問い合わせはあります。大手企業からベンチャーまでいろいろございます。実際の例もなく、どうやっていいか、うまく事例が積み重なっていないというところが正直あると思います。繰り返しになってしまうのですが、いろいろな事例を集めて、それでどう民間企業が参加するか、どう学校側が参加するか、しっかりモデルをつくっていきたいと思っています。

○森下座長代理 文科省としては、門戸を開放しているという理解でいいですか。

遠隔教育のところを担うような会社が出てきて、そこがやりたいと言ったときには、文科省としてはそれは受け入れるという判断でいいですかという意味です。

○文部科学省（高谷課長） 例えばプログラミング教育をやりたい、自分のところにはプログラミング教育の先生がいると。プログラミング教育をつなげて、自分たちが教えたいというのであれば、受け手側の教室に先生がいれば、その先生とその企業とのコラボというのはありがたい話だと思います。

○文部科学省（田中室長） 今の質問の点でございますけれども、結論といたしましては、一部、対面の必要がございます。それは一部でございます、教科の特性によって異なります。高校の場合、通信制高校がありますので、いわゆる通信制の場合は遠隔というか添削でやるわけですが、スクーリングと同じ考え方を導入して、教科によって異なります。

例えば、国語とか社会科、数学などにつきましては、ほぼ遠隔でできますので、1週間に1こまの授業であれば、年間1時間分は対面が必要。時々顔は合わせて、先生との信頼関係をつくることも大事でございます。

また、保健体育になりますと、どうしても実技指導がありますので、この場合は、年間1時間の授業としたら、5時間の面接が必要だといった事例を示させていただいておりますけれども、おおむねの授業につきましては画面上でできるということでございます。

○大田議長 ありがとうございます。

前回は申し上げたことの繰り返しになってしまうのですが、私どもが規制改革実施計画で書いているのは、「教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行う」ということです。

しかし、施策方針は、病気療養児、不登校児童生徒、免許外教科担任の支援ということになっています。ぜひとも閣議決定を正面から受けとめて、「質の高い教育のための本格的推進」ということを改めて御議論いただきたい。

それに関して質問です。私どもは答申の中で、「今後、その充実が期待されるプログラミング、英会話など、さまざまな分野において質の高い授業を提供する観点から遠隔教育を活用することは効果的である」ということを書いております。

これについて、先ほど高校の例をお出しくださったのですけれども、それ以外はどのような議論をして、どういう結論を得たのかということをお伺いしたいと思います。

私どもが申し上げたいことは、高谷課長がおっしゃったとおり、遠隔教育というのは主体的・対話的な深い学びを得るためのアクティブラーニングであると。まさにこれを教育の場で本格的に使うべきであるというのが趣旨ですので、その趣旨に沿ってお答えいただきたい。これが1点目です。

それから、免許外教科担任についても、お話を伺っていると、本格的な検討もないままに存続という話が出てきておりますけれども、終戦後の昭和28年にできた制度がいまだに続いているというのはどう考えてもおかしいし、あってはならないことだと思っています。

昭和28年当時じゃなくて、今あるのはデジタル技術です。世界的にもデジタル技術を活用して、教育の質を上げているわけです。そうすると、ここに書いてあるように、「教師の需給の動向、人口減少に伴う小規模校増加」ということを考えれば、デジタル技術を前提として、免許外教員ではなくて、新たな制度をつくるべきなのではないか。例えばプログラミングのようなプロ人材や、ネイティブスピーカーのような外部人材が必要となっているわけですから、そういう人材を活用する意味でも、デジタル技術を前提として、つまりリモートでも質の高い教育はできるのだということをお前提とした新たな制度をつくるべきだと思うのですが、これについて改めてお伺いします。

○文部科学省（高谷課長） 英語教育、プログラミング教育での高校以外の話でございます。

小学校がまさに2020年度から学習指導要領で英語が入る年齢が下がり、プログラミング教育が新しく入る。現場の先生はこれに対応しなければなりません。そこには、外部の方、民間も含めていろいろな方に入っていただきたいと思っています。それはここでの方針もそうなのですが、私どもは来年度要求もしてございます。何かというと、例えば英語教育で、教育委員会と民間企業が組んで、英語のアプリのようなものを教育の現場に導入してやっていただくような事例を都道府県レベルで、来年度の予算がどうなるのかわかりませんがつけて、それを全国に広まるようにしていく。

同じようなことを、プログラミング教育も、プログラミングに強い方々、NPOも含めてな

のですが、どういう教え方があるのかを私どもは民間の方々も含めて指導事例を出したりというような具体的な取組を、2020年度からですから、進めなければいけない。そういうことで、しっかりと進めていきたいと考えていますし、進めているところがございます。

○大田議長 遠隔教育の活用ということで、私どもはそのお話をしているのですが、それはどう検討して、どういう結論になったのか。2020年度はもうすぐですから、当然、検討はしてくださったと思うのですが、いかがでしょうか。

○文部科学省（高谷課長） もちろん遠隔教育において、英語教育、プログラミング教育の分野で導入するということについても、この類型の中の教師支援型というところで大変効果的であるという結論を出してございます。

そういうことで、まさに先ほどの英語のアプリというのも、遠隔で教材をつくって、それこそオンデマンドであったりいろいろな形があると思います。いろいろな形で遠隔教育を進めていきたいと思っておりますし、遠隔でプログラミング教育、英語教育を小学校、中学校でどう進めていくかということ、私どもは実際に今年度から教育委員会、民間と組んで事業を始めたところがございます。そこもしっかりと進めていきたいと思っております。

○大田議長 そうすると、教科・科目充実型の遠隔授業を小中でも行うということによろしいですか。

○文部科学省（高谷課長） 今のは教師支援型でございます。とりあえず先生がいるのですが、なかなか授業が進まないというところに、エキスパートに外から授業をしていただいて、その学びについて、先生が生徒たちに対してしっかりと深い学びに向けて指導していく形を考えております。

○大田議長 受信側は科目免許を保有する教員でなければいけないわけですね。そうすると、プログラミングでも受信側にそういう科目免許を持った先生がいなければいけないわけですか。

○文部科学省（高谷課長） 小学校であればそれがありませんから、小学校の先生は教えなければいけないのですけれども、中学は技術科の先生がいて、それで教えるということになります。なかなか弱いというところであれば、しっかりとサポートをしていくというところでもあります。

○原座長 今の点に関して言うと、小中学校についてなぜ教科・科目充実型を認めないのか。なぜ必要ないと考えられるのか、というのが質問の趣旨だと思います。

○文部科学省（田中室長） ありがとうございます。

まさに今の中学校の技術科でございます。プログラミングを教えますけれども、技術科というのは、御承知のとおりプログラミングだけではなくて、例えば家庭科の部分もあれば、技術科でも工作をする部分もございますので、授業の中の一部になります。ですから、技術科の先生がいた中でプログラミングを教える章になったときに、外部の方に御参画いただくということ、その授業の中の一部でございますので、3年間のことを考えて言えば、そういうゲスト型の参加で十分間に合うと考えております。

また、教科の科目数が高校と中学では大分違いまして、中学校というのは義務教育で、基本的に全国9教科です。国語、数学、理科、社会、体育とございます。

一方、高校になりますと、物すごく数がふえてまいりまして、農業、工業などを含めますと、実は100を超える教科があります。そうなりますと、高校の場合は、どうしても地方の小規模校などで必要な教員をそろえられないという事態がございます。そういったことを考えますと、一番右側の教科・科目充実型も取り入れて、充実させていくことが必要。ですから教科・科目充実型です。

このままですと教員が配置できないような教科も、教科・科目充実型で高校で教えられる。例えば、ある学校では、理科の先生がいるのですけれども、物理が専門の人がいなくて、化学しかできないといったときに、外部の進学校から物理の先生が授業をやってあげると、その地域でも物理ができるようになるといったこととございます。そういった意味で、高校では非常にニーズが高いと考えております。

○大田議長 免許外教科担任制度の資料のページでは、存続が必要な理由として「近年の教師の需給の動向」が挙げられています。その需給の動向を考えれば、小中においても教科・科目充実型の遠隔授業が認められて当然だと思のですが、なぜだめなのでしょう。

○文部科学省（田中室長） おっしゃるとおり免許外教科というのはございます。これは解消していくべき方向ということは一致しているわけとございますけれども、先ほど、技術科の話申し上げましたが、免許外の教員であっても、まず、教員の役割というのは2つあると考えておりまして、1つは教科の専門性です。免許外教科の先生は、どうしてもそこが弱いということは、私どもは研修等をいたしますけれども、否めないところだと思います。

もう一つは教職の専門性と申しまして、子供たちとの接し方であるとか、発問の仕方、指導の仕方がございます。高校というのは、高校入試を経てある程度、均質性の高い生徒が入ってくるわけですけれども、義務教育というのは非常に学習の進んだ子から、なかなかついていくことが難しいような子まで幅広くいるわけです。授業にしっかり集中できていない子に集中するように声かけをしたりとか、例えばグループ討議のときに、活発に議論できているか見たりするには、こちら側にも先生がいないと難しいといったことと、9教科、限られた科目だということを鑑みますと、現段階で、義務教育において教科・科目充実型を導入するよりも、真ん中の教師支援型をしっかり活用していきたいということとございます。

○飯田委員 今のお話が非常に理解できなかったのですけれども、教科・科目充実型には当該学校の教師が受信側において、生徒がいるわけですね。その当該学校の教師というのは、教職としての専門性を有していないということなのでしょう。

○文部科学省（田中室長） 誤解を招く説明であったかもしれませんが、当然、教職としての専門性は有しているということとございます。

○飯田委員 それであれば、小学校の場合はいわゆる専科以外の科目という概念がないわ

けなのですけれども、中学校について教科・科目充実型が避けるべき対象である理由がちょっとわからないのですがいかがでしょうか。

○文部科学省（田中室長） 先ほど申し上げましたように、中学校のほうが子供たちの状況も多様でございます。また、生徒の発達段階というものもでございます。実際、先ほど少し申し上げましたが、いじめや不登校、暴力行為などいわゆる問題行動の数も中学と高校では中学のほうが大分多いという状況でございますので、ここは受信側のほうに授業に責任を持つ免許外の教師がいた上で、その教科の専門性について遠隔の教師がしっかり補うといった形が理想的ではないかと思っているところでございます。

○原座長 問題行動への対応とか、グループ討議に対応できる人が必要だというのはわからないではないのですけれども、そうであれば、問題行動に対応するために、科目の免許は必要ないですね。少なくとも高校並みの、皆さんの言葉で言うと教科・科目充実型を中学について認めない理由が全然わかりません。

○文部科学省（田中室長） 繰り返しになりますけれども、教師支援型で十分対応できると考えておりますし、高校の場合は、先ほど申し上げましたがどうしても教科数が多様ですので、これを導入しないとその強化がその学校で学べないことになりますけれども、義務教育の場合は9教科ですので、免許外の教員もいるのは事実でございますけれども、教師支援型を活用していくことで、現場側も十分対応できると考えているところでございます。

○原座長 まだ大田議長の質問の途中であったので申し訳ないのですけれども、今の関連で申し上げたいのは、皆さん方の前提は、教室には免許のある先生がいる、ちゃんと教えられる先生がいるということを前提にされているのですが、それは現実とずれているわけです。

前回も議論しましたけれども、高校で情報という科目、ITやプログラミングを教える科目に関しては1,248件、情報の免許を持っていらっしゃる先生が教えているわけです。全国で高校の数は5,000だと思えますけれども、その中でこの数字になっているわけです。

もし、今日お持ちでなければ、後でデータを教えていただきたいのですが、全国5,000の高校の中で、情報の免許を持っていらっしゃる先生がいない学校は幾つあるのか。1,248と必ずしも学校数が一致しないのかもしれませんが、幾つあるのか。

もう一点は、情報の免許を持っていらっしゃる先生の中でも臨時免許の方がいらっしゃると思います。これは私たちが別に調べている中でも、情報の免許を持っていらっしゃる先生は非常に少ないので、他の科目の免許を持っている先生が2週間の講習を受けて、臨時免許を得て、教えていらっしゃるケースが非常に多いということを伺っています。この件数はどのぐらいあるのか。その数字をぜひ教えていただいて、まず、教室にはちゃんと免許のある先生がいるのですというのほどまで事実なのかを確認した上でこの議論をしたい。

今、伺っているのは高校についての話ですが、これからプログラミング教育は小中学校

にもおりていくわけですから、直ちに小中学校で同じ問題が発生します。小学校で免許を持っていらっしゃる先生で、今、プログラミングの経験があって、プログラミングについて子供たちにしっかり教えられる先生がどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

そういったことも含めて、ぜひこれからの対応について一緒に御相談していきたいと思っています。

もう余り時間もないので、データはまた後で教えてください。

○大田議長 2つ目の質問のお答えも次回まとめてお願いします。繰り返しますが、昭和28年の「当分の間」と書かれた一時的な措置をいまだに続けているのは、怠慢だと思います。デジタル化の前提でどうあればいいのか、「教師の需給の動向や今後の人口減少に伴う小規模校増加」、そしてデジタル化を活用してどういう形がいいのか、改めて御見解をお聞きしたいと思います。

○原座長 関連して申し上げれば、ついでにぜひ教えていただきたいのは、当分の間というのは法律に書いてある言葉です。昭和28年に当分の間と書かれていて、皆さん方の解釈だと当分の間というのは何年ですか。100年なののでしょうか。ぜひ教えていただきたい。

私の理解では、皆さんがやっていたらそれは違法行為です。違法状態です。こんな違法状態を放置して、違法な教育を受けていらっしゃる子供たちにどう責任をとられるのか、それもぜひ教えていただければと思います。次回で結構です。

それでは、引き続き、よろしく願いいたします。

○垣内参事官 次回の当ワーキング・グループの日程につきましては、事務局より追って御連絡申し上げます。